

在宅医療について

(項目番号) (データ時点)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33		
	26.1.1	26.1	26.3.31	26.3.31	26.3.31	26.3.31	26.3.31	26.3.31	26.3.31	26.3.31	26.10.1	26.10.1	26.10.1	26.10.1	26.10.1	26.10.1	26.10.1	26.10.1	26.10.1	26.10.1	26.10.1	26.10.1	26.10.1	26.10.1	26.10.1	26.10.1	26.10.1	26.10.1	26.10.1	26.10.1	26.10.1	6.1~26.10.1	6.1~26.10.1		
人口	うち65歳以上	在宅療養支援病院	うち機能強化型(単独)	うち機能強化型(連携)	うち従来型	在宅療養支援診療所	うち機能強化型(単独)	うち機能強化型(連携)	うち従来型	一般診療所総数	訪問診療を実施する一般診療所数	うち在宅診療	うち在宅診療以外	一般診療所による訪問診療の実施件数	うち在宅診療によるもの	うち在宅診療以外によるもの	看取りを実施する一般診療所数	うち在宅診療	うち在宅診療以外	一般診療所による看取りの実施件数	うち在宅診療によるもの	うち在宅診療以外によるもの	訪問看護ステーション	訪問看護ステーションの看護職員数(常勤換算)	うち24時間対応のステーションの看護職員数(常勤換算)	介護療養型医療施設病床数	介護老人保健施設定員	介護老人福祉施設定員	小規模多機能型居宅介護事業所	複合型サービス事業所	自宅死の割合	老人ホーム死の割合			
(全国計または平均)	126,434,634	31,582,416	928	157	390	381	14,397	187	3,415	10,795	100,461	20,597	10,702	9,895	948,728	817,890	130,838	4,312	3,042	1,270	8,167	6,412	1,755	7,903	32,791	29,650	67,423	369,760	507,453	4,726	167	13	6		
県	市区町村	区分	(人)	(人)	(施設)	(施設)	(施設)	(施設)	(施設)	(施設)	(施設)	(施設)	(施設)	(施設)	(件)	(件)	(件)	(施設)	(施設)	(施設)	(件)	(件)	(件)	(施設)	(人)	(人)	(床)	(人)	(人)	(施設)	(施設)	(%)	(%)		
福島県	福島市	市	283,708	73,072	2	0	1	1	46	0	8	38	258	57	38	19	2,543	2,180	363	16	13	3	29	26	3	22	97	94	0	1,109	1,114	10	0	19	3
福島県	会津若松市	市	123,995	32,767	0	0	0	0	11	0	0	11	92	22	10	12	388	285	103	1	0	1	1	0	1	9	42	36	30	587	400	7	1	9	4
福島県	郡山市	市	324,427	72,501	2	1	1	0	40	2	3	35	234	55	31	24	2,316	2,080	236	9	8	1	20	19	1	24	99	95	174	789	1,034	28	0	16	5
福島県	いわき市	市	333,875	88,583	0	0	0	0	23	0	8	15	265	40	18	22	2,159	1,788	371	8	7	1	19	18	1	13	52	52	136	1,189	1,190	24	0	12	7
福島県	白河市	市	62,912	15,281	0	0	0	0	4	0	1	3	52	10	3	7	241	172	69	1	1	0	3	3	0	1	3	3	0	287	220	1	1	14	2
福島県	須賀川市	市	78,270	18,172	0	0	0	0	10	0	0	10	56	20	9	11	309	218	91	7	4	3	9	6	3	5	23	23	0	250	400	1	0	18	5
福島県	喜多方市	市	51,200	16,041	0	0	0	0	5	0	0	5	27	6	3	3	128	55	73	1	1	0	1	1	0	3	11	11	78	363	320	4	0	9	3
福島県	相馬市	市	36,023	9,732	0	0	0	0	0	0	0	0	27	3	0	3	49	0	49	2	0	2	2	0	2	6	19	19	0	200	120	0	0	15	6
福島県	二本松市	市	57,995	16,161	0	0	0	0	4	0	0	4	42	12	4	8	86	12	74	1	0	1	1	0	1	2	5	5	0	282	340	1	0	14	4
福島県	田村市	市	39,794	11,699	0	0	0	0	4	0	0	4	22	9	4	5	453	269	184	5	3	2	9	5	4	2	3	3	0	200	200	1	1	20	3
福島県	南相馬市	市	64,770	19,063	0	0	0	0	0	0	0	33	3	0	3	21	0	21	0	0	0	0	0	0	5	18	18	10	200	260	1	0	12	3	
福島県	伊達市	市	64,067	19,270	0	0	0	0	10	1	4	5	40	15	9	6	504	457	47	2	2	0	5	5	0	3	12	12	50	150	535	4	0	19	8
福島県	本宮市	市	30,839	7,391	0	0	0	0	1	0	0	1	17	2	1	1	79	27	52	1	1	0	1	1	0	1	3	3	0	183	145	1	0	10	6
福島県	桑折町	町	12,517	4,035	0	0	0	0	0	0	0	0	8	3	0	3	22	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	140	0	0	17	8
福島県	国見町	町	9,882	3,246	0	0	0	0	2	0	0	2	4	2	2	0	22	22	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	90	0	0	0	21	
福島県	川俣町	町	14,877	4,990	0	0	0	0	0	0	0	14	1	0	1	21	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	129	110	1	0	12	2
福島県	大玉村	村	8,456	2,033	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0	0	0	11	1
福島県	鏡石町	町	12,850	2,939	0	0	0	0	1	0	0	1	9	2	0	2	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0	0	0	16	7
福島県	天栄村	村	6,133	1,689	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	1	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	0	17	13	
福島県	下郷町	町	6,318	2,321	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	2	35	0	35	0	0	0	0	0	0	1	3	3	0	0	50	0	0	0	13	10
福島県	檜枝岐村	村	598	205	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	29		
福島県	只見町	町	4,794	2,036	0	0	0	0	1	0	0	1	2	1	1	0	60	60	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	50	50	1	0	8	4	
福島県	南会津町	町	17,526	6,313	0	0	0	0	1	0	0	1	13	6	1	5	81	11	70	3	0	3	6	0	6	0	0	0	80	150	1	0	21	7	
福島県	北塩原村	村	3,106	901	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
福島県	西会津町	町	7,262	2,979	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	1	251	0	251	0	0	0	0	0	0	0	1	5	5	0	50	50	0	0	24	9
福島県	磐梯町	町	3,750	1,139	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	1	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	1	0	8		
福島県	猪苗代町	町	15,597	4,945	0	0	0	0	1	0	0	1	9	2	1	1	36	34	2	2	1	1	2	1	1	1	3	3	0	200	170	2	0	15	10
福島県	会津坂下町	町	17,122	5,122	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	80	1	0	7	3	
福島県	湯川村	村	3,393	1,001	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	2	
福島県	柳津町	町	3,813	1,487	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	0	9	5	
福島県	三島町	町	1,861	899	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	0	5	5	
福島県	金山町	町	2,346	1,311	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0	0	0	2	8	
福島県	昭和村	村	1,439	770	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	13	7	
福島県	会津美里町	町	22,316	7,173	0	0	0	0	1	0	0	8	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	190	0	0	8	1	
福島県	西郷村	村	19,833	3,983	0	0	0	0	2	0	0	2	6	2	2	0	35	35	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	0	100	200	2	0	8	
福島県	泉崎村	村	6,709	1,656	0	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	1	11	0	11	0	0	0	0	0	0	1	3	3	0	85	50	0	0	15	
福島県	中島村	村	5,167	1,197	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	1	8	0	8	1	0	1	2	0	2	0	0	0	0	80	0	0	0	22		
福島県	矢吹町	町	17,770	4,514	0	0	0	0	1	0	0	8	2	1	1	16	2	14	0	0	0	0	0	0	2	6	3	0	115	80	0	0	12	1	
福島県	棚倉町	町	14,831	3,936	0	0	0	0	0	0	0	8	1	0	1	3	0	3	0	0	0	0	0	0	1	3	3	0	29	80	0	0	12	7	
福島県	矢祭町	町	6,307	2,059	0	0	0	0	0	0	0	5	2	0	2	109	0	109	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0	0	0	1	3	
福島県	塙町	町	9,533	2,964	0	0	0	0	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	80	0	0	8	1	
福島県	鮫川村	村	3,911	1,227	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	3
福島県	石川町	町	16,769	5,041	0	0	0	0	2	0	0	2	10	4	2	2	180	147	33	1	0	1	4	0	4	1	4	4	0	129	80	0	0	16	8
福島県	玉川村	村	7,056	1,750	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	2	24	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	1	0	4	4		
福島県	平田村	村																																	

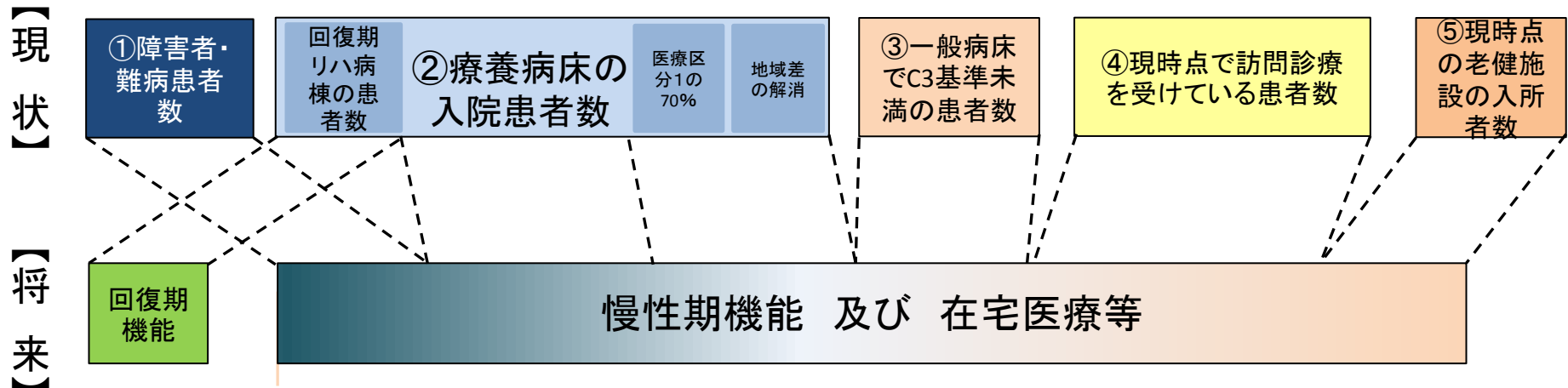
○ 地域医療構想では、慢性期機能の医療需要と在宅医療等(※)の患者数を一体的に推計。

※ 在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す。

慢性期機能および在宅医療等の需要の将来推計の考え方について

- 慢性期機能の医療需要及び在宅医療等※の患者数の推計は、以下の考え方に基づき実施する。
 - ※ 在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す。
 - ① 一般病床の障害者数・難病患者数（障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院基本料及び特殊疾患入院医療管理料を算定している患者数）については、慢性期機能の医療需要として推計する。
 - ② 療養病床の入院患者数については、医療資源投入量とは別に、以下の考え方で慢性期機能及び在宅医療等の医療需要を推計する。
 - ・ 医療区分1の患者数の70%は、将来時点で在宅医療等に対応する患者数として推計する。
 - ・ その他の入院患者数については、入院受療率の地域差があることを踏まえ、これを解消していくことで、将来時点の慢性期・在宅医療等の医療需要として推計する。（療養病床で回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している患者数は、回復期の医療需要とする。）
 - ③ 一般病床でC3基準未達の医療資源投入量の患者数については、在宅復帰に向けた調整を要する幅を見込み、当該点数未達の患者数を慢性期・在宅医療等の医療需要として推計する。
 - ④ 訪問診療を受けている患者数については、在宅医療等の医療需要として推計する。
 - ⑤ 老健施設の入所者数については、在宅医療等の医療需要として推計する。

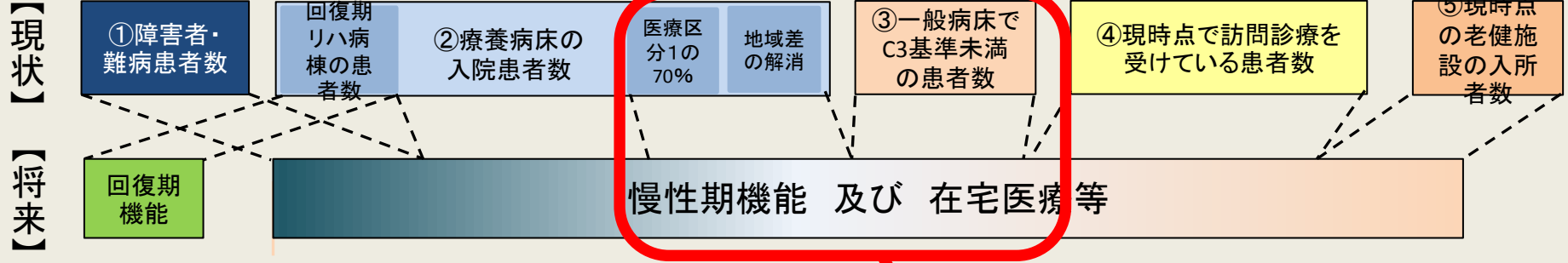
慢性期機能及び在宅医療等の医療需要のイメージ図※



※ このイメージ図では将来の人口構成の変化を考慮していない。実際には地域における将来の人口構成によって幅の変化が起こる。

いわゆる在宅医療等で追加的に対応する患者数について

慢性期機能及び在宅医療等の医療需要のイメージ図※



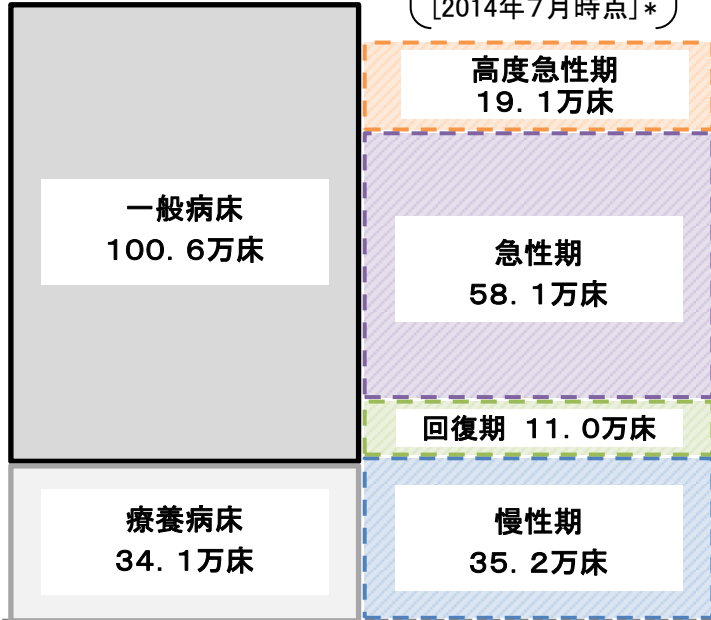
2025年の医療機能別必要病床数の推計結果（全国ベースの積上げ）

平成27年6月15日
内閣官房「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会」公表

【現状：2013年】

134.7万床（医療施設調査）

病床機能報告
123.4万床
〔2014年7月時点〕*



【推計結果：2025年】※ 地域医療構想策定ガイドライン等に基づき、一定の仮定を置いて、地域ごとに推計した値を積上げ

機能分化等をしないまま高齢化を織り込んだ場合：152万床程度

2025年の必要病床数（目指すべき姿）
115～119万床程度※1



NDBのレセプトデータ等を活用し、医療資源投入量に基づき、機能区別に分類し、推計

入院受療率の地域差を縮小しつつ、慢性期医療に必要な病床数を推計

将来、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等で追加的に対応する患者数

29.7～33.7万人程度※3

医療資源投入量が少ないなど、一般病床・療養病床以外でも対応可能な患者を推計

* 未報告・未集計病床数などがあり、現状の病床数(134.7万床)とは一致しない。
なお、2014年度の病床機能報告は、各医療機関が定性的な基準を参考に医療機能を選択したものであり、今回の推計における機能区分の考え方によるものではない。

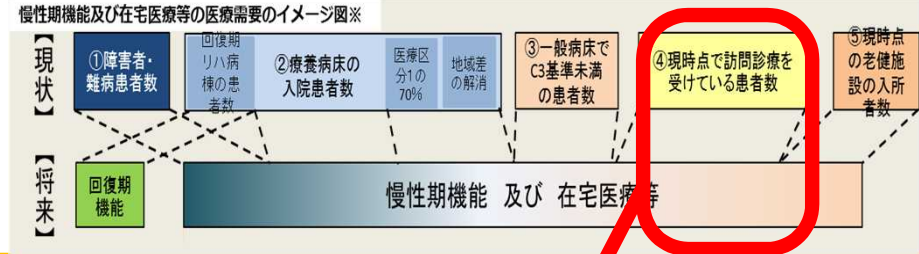
※1 パターンA：115万床程度、パターンB：118万床程度、パターンC：119万床程度
※2 パターンA：24.2万床程度、パターンB：27.5万床程度、パターンC：28.5万床程度
※3 パターンA：33.7万人程度、パターンB：30.6万人程度、パターンC：29.7万人程度

在宅医療を受ける患者の今後の動向

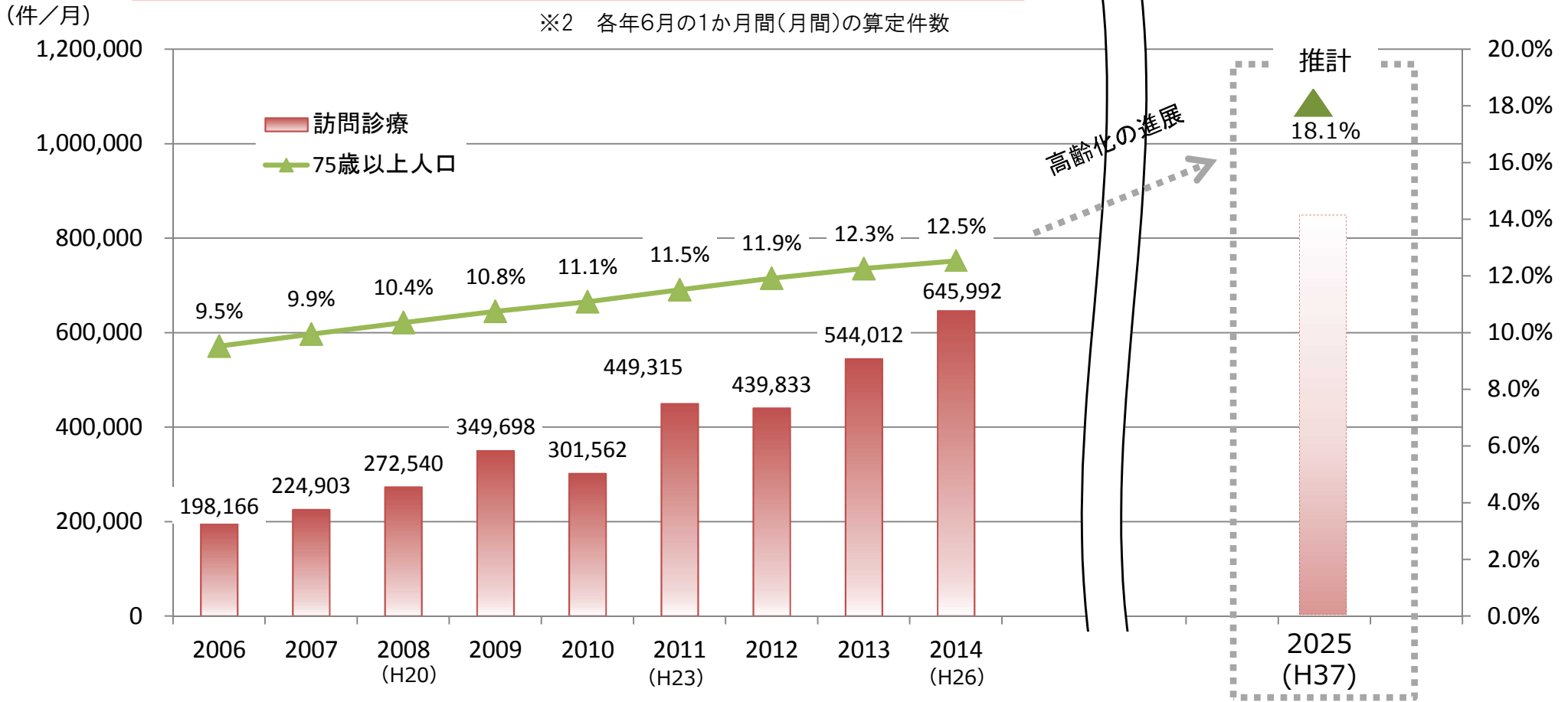
○ 慢性期医療の地域差解消等による、いわゆる追加的な30万人とは別に、高齢化の進展により、訪問診療が必要な患者は今後も増加することが見込まれる。

(注)これに加え、慢性期医療の地域差解消等により、在宅医療等(※1)で追加的に対応が必要な需要が最大で30万人。

※1 在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す。



在宅患者訪問診療の算定件数(月間)※2、75歳以上人口比率の推移



出典：2014年以前は社会医療診療行為別調査(厚生労働省)、人口動態統計(厚生労働省)
 2025年の75歳以上人口比率は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

介護保険施設・高齢者向け住まい等と訪問診療の関係

○ 診療報酬の視点から、訪問診療や往診のサービス需要を見込むべき施設等は以下のとおり。

在宅患者訪問診療料の対象

※

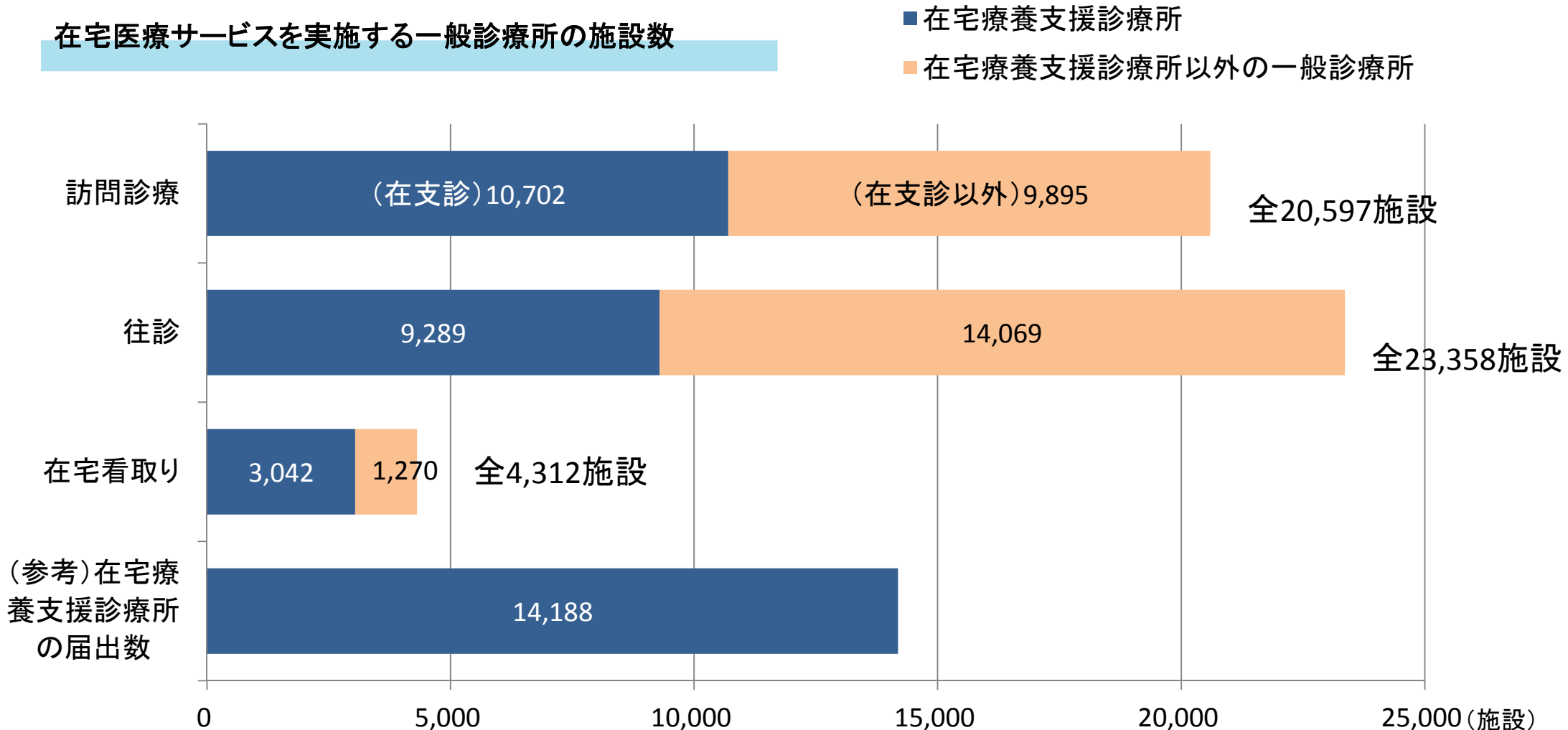
	介護療養型医療施設	介護老人保健施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	認知症高齢者グループホーム	サービス付き高齢者向け住宅	有料老人ホーム	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	左記以外の自宅、社会福祉施設等
根拠法	旧・介護保険法第8条第26項	介護保険法第8条第27項	介護保険法第8条第26項	老人福祉法第5条の2第6項	高齢者住まい法第5条	老人福祉法第29条	社会福祉法第65条 老人福祉法第20条の6	老人福祉法第20条の4	-
基本的性格	医療の必要な要介護高齢者の長期療養施設	要介護高齢者にリハビリ等を提供し、在宅復帰を目指す施設	要介護高齢者のための生活施設	認知症高齢者のための共同生活住居	高齢者のための住居	高齢者のための住居	低所得高齢者のための住居	環境的、経済的に困窮した高齢者の入所施設	-
医師の配置基準	48:1以上 3名以上	100:1以上 常勤1名以上	健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数(非常勤可)	-	-	-	-	-	-
介護保険法上の類型	介護療養型医療施設	介護老人保健施設	介護老人福祉施設	認知症対応型共同生活介護	なし ※外部サービスを活用	特定施設入居者生活介護 ※外部サービスの活用も可		なし ※外部サービスを活用	なし ※外部サービスを活用

※ 介護老人福祉施設においては、死亡日からさかのぼって30日以内の患者(注)及び末期の悪性腫瘍の患者については、在宅患者訪問診療料の算定が可能。
注)当該患者を当該施設で看取った場合に限るなど、さらに一定の条件あり。

在宅医療サービスを実施する診療所の属性

- 在宅医療サービスを実施する一般診療所の施設数をみると、在宅療養支援診療所(在支診)ではないが、在宅医療サービスを提供する一般診療所が相当数ある。
- 在宅療養支援診療所であっても、全ての在宅医療サービスを実施しているとは限らない。

在宅医療サービスを実施する一般診療所の施設数



在宅医療を担う歯科診療所

- 歯科分野については、在宅療養支援歯科診療所の施設数等が指標として設定されており、同届出数は約6000施設。
- 実際に歯科訪問診療を行っている歯科診療所は約1万施設。

現行の現状把握のための指標例(歯科関係)

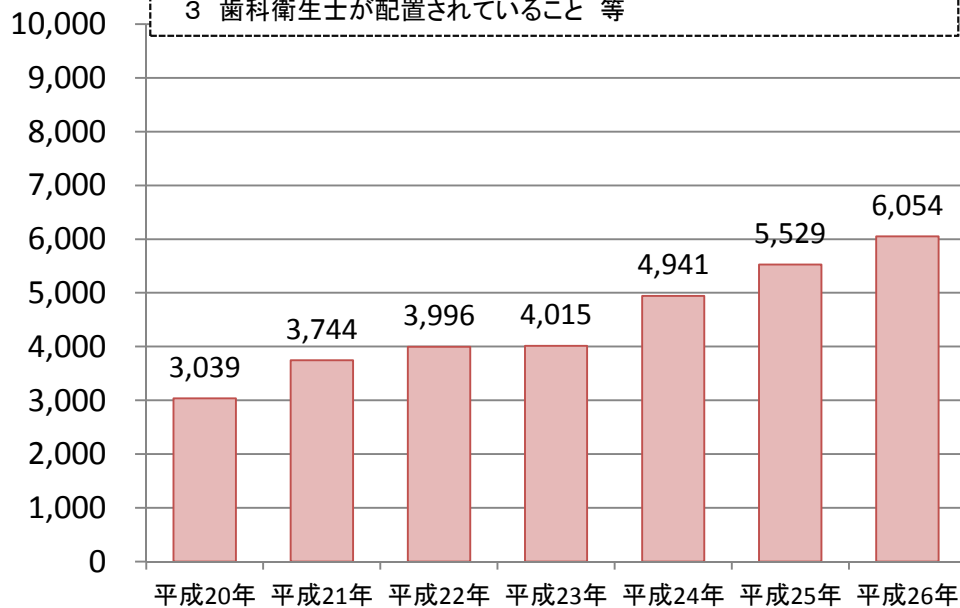
	指標名	場面				単位
		退院支援	日常の療養支援	急変時の対応	看取り	
S	在宅療養支援歯科診療所数	◎	◎	◎	◎	(市区町村別)
	歯科衛生士による訪問指導を提供している事業所数	○	○			(市区町村別)
	居宅療養管理指導を提供している歯科衛生士数	○	○			(市区町村別)
P	訪問歯科診療を受けた患者数		△			—

在宅療養支援歯科診療所

【施設基準】

- 1 歯科訪問診療料を算定していること
- 2 高齢者の心身の特性、口腔機能管理及び緊急時対応に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること
- 3 歯科衛生士が配置されていること 等

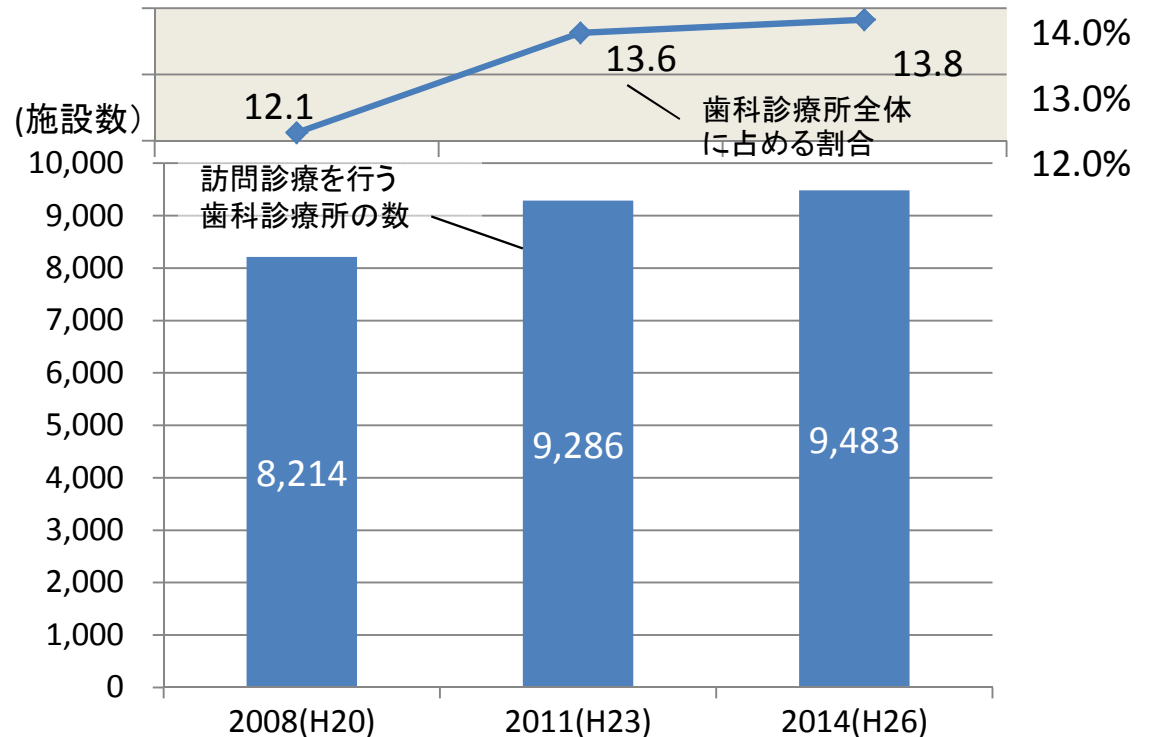
(施設数)



中医協 総-2 (27. 11. 11)より

歯科訪問診療を行う歯科診療所(※)

(構成比)



※患者の自宅(社会福祉施設等を除く)への訪問診療の実績があるもの
出典:平成26年度 医療施設調査

在宅医療を担う薬局①

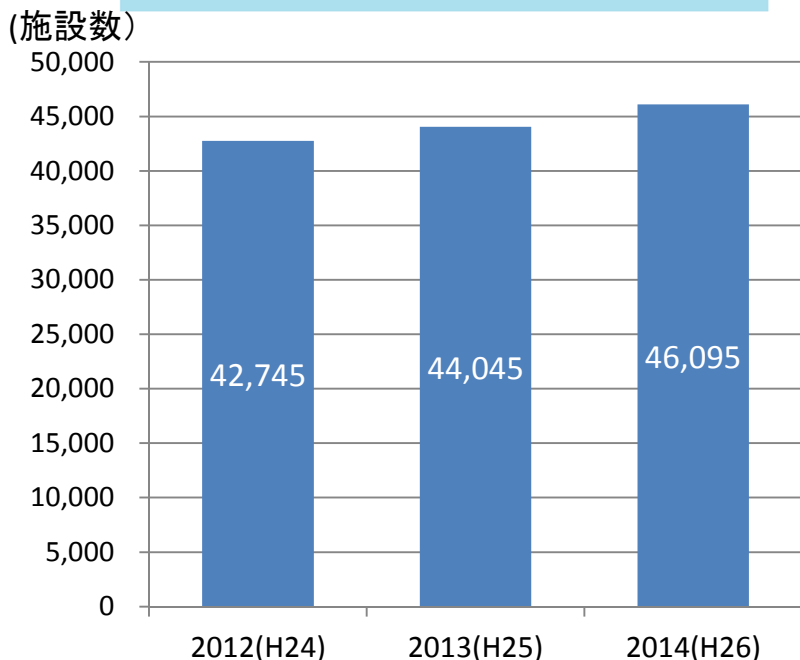
- 薬局に関しては、訪問薬剤指導を実施する薬局数が指標として設定され、診療報酬の在宅患者訪問薬剤管理指導料の届出を行った薬局数が活用されている。同届出数は約46,000施設。
- 実際に訪問薬剤指導を実施(在宅患者訪問薬剤管理指導料(医療保険)、居宅療養管理指導費(介護保険)を算定)している薬局は、医療保険では約3,600施設、介護保険では約11,000施設。

現行の現状把握のための指標例(薬局関係)

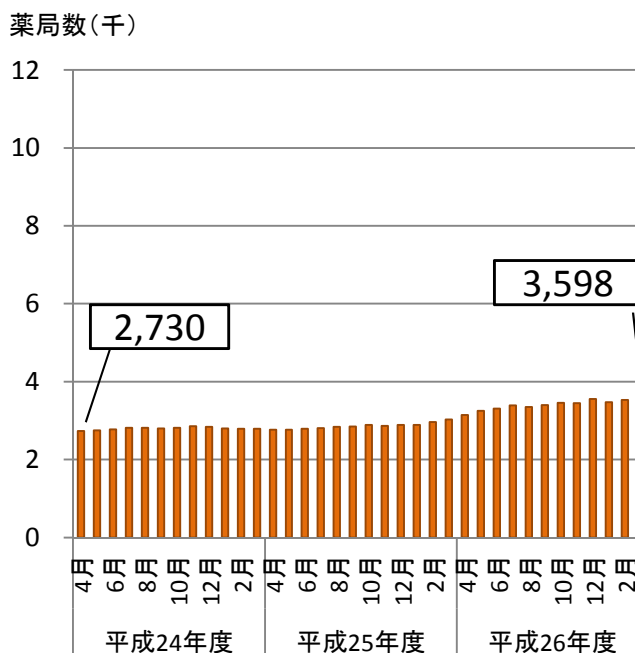
	指標名	場面				単位
		退院支援	日常の療養支援	急変時の対応	看取り	
S	訪問薬剤指導を実施する薬局数(注)	◎	◎	◎	◎	(市区町村別)
	麻薬小売業の免許を取得している薬局数	◎	◎	◎	◎	(市区町村別)
P	訪問薬剤管理指導を受けた者の数		△			—

(注) 在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る施設基準届出施設数を指す。

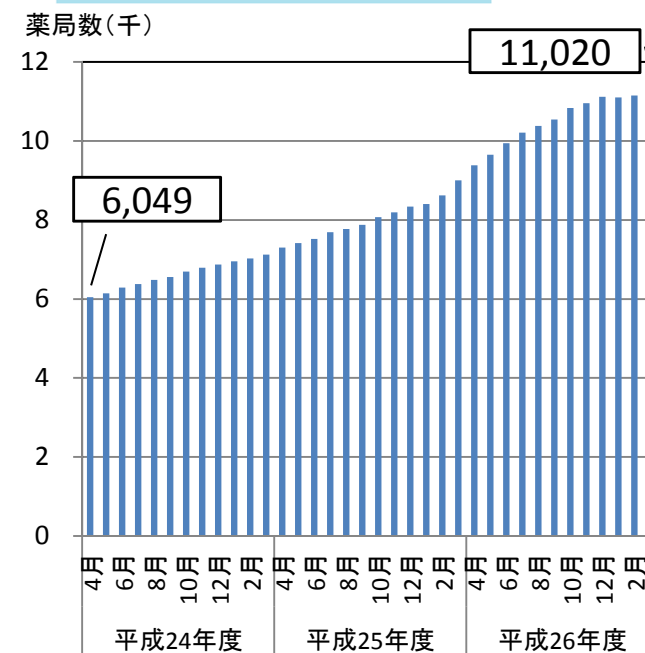
在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る施設基準届出施設数



在宅患者訪問薬剤管理指導料算定薬局数(医療保険)



居宅療養管理指導費算定薬局数(介護保険)



在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目を郡市区医師会等（地域の医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

（カ）医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関、介護事業者等の住所、機能等を把握し、これまでに自治体等が把握している情報と合わせて、リスト又はマップを作成、活用する。

ポイント

1. 地域の医療機関、介護事業者等の所在地、連絡先、機能等の情報収集

- ・医療機関等に関する事項については、医療機能情報提供制度（医療情報ネット、薬局機能情報提供制度）等の、既に公表されている事項を活用し、既存の公表情報等で把握できない事項については、必要に応じて調査を行う。

2. 地域の医療・介護資源のリスト又はマップの作成と活用

- ・把握した情報は、情報を活用する対象者の類型ごと（市区町村等の行政機関及び地域の医療・介護関係者等向け、地域住民向け等）に提供する内容を検討する。



実施内容・方法

1. 地域の医療機関、介護事業者等の所在地、連絡先、機能等の情報収集

- (1) 地域の医療・介護の資源に関し、把握すべき事項・把握方法を検討。
- (2) 既存の公表情報から把握すべき事項を抽出。
- (3) 公表情報以外の事項が必要な場合、追加調査を実施することを検討。
- (4) 追加調査を実施する場合は、調査事項・調査方法・活用方法等について、地域の医療・介護関係者と検討した上で、協力を得つつ医療機関・介護サービス事業所を対象に調査を実施。
- (5) 調査結果等をもとに、地域の医療・介護の資源の現状を取りまとめる。

2. 地域の医療・介護資源のリスト又はマップの作成と活用

(1) 医療・介護関係者に対するの情報提供

把握した情報が在宅医療・介護連携の推進に資する情報かどうか精査したうえで、地域の医療・介護関係者向けのリスト、マップ、冊子等を作成し、地域の医療・介護関係者に提供。

(2) 地域住民に対する情報提供

把握した情報が住民にとって必要な情報かどうか、更に住民に対する提供が医療・介護関係者の連携の支障とならないか精査した上で、住民向けのリスト、マップ、冊子等を作成し、住民に配布するとともに、必要に応じて市区町村等の広報紙、ホームページに掲載。

(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行う。



ポイント

- (1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を検討する会議の開催事務について委託することは差し支えないが、議題等、会議の開催前後に検討が必要となる事項については、市区町村が主体的に取り組む。
- (2) 課題及び対応策についての検討の結果、それぞれの事項について更なる検討が必要とされた場合は、ワーキンググループ等を設置。
- (3) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を検討する会議のワーキンググループ等は、(ア)から(ク)の他の事業項目の実施に係る検討の場として活用。

実施内容・方法

- (1) 在宅医療及び介護サービスの提供状況((ア)の結果)、在宅医療・介護連携の取組の現状を踏まえ、市区町村が在宅医療・介護連携の課題(※)を抽出。
(※) 情報共有のルール策定、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築、主治医・副主治医制導入の検討、医療・介護のネットワーク作り、顔の見える関係作り、住民啓発等
- (2) 抽出された課題や、その対応策等について、市区町村が検討し、対応案を作成。
- (3) 医療・介護関係者の参画する会議を開催し、市区町村が検討した対応案等について検討。

留意事項

- (1) 会議の構成員は、郡市医師会等の医療関係者等、介護サービス事業者の関係団体等、地域包括支援センターに加え、地域の実情に応じて、訪問看護事業所、訪問歯科診療を行う歯科医療機関、在宅への訪問を行う薬局等の参加を求めることが望ましい。
- (2) 本事業の主旨を満たす議論を行う場合には、地域ケア会議の場で本事業の会議を代替しても差し支えない。

(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築を目指した取組を行う。



実施内容・方法

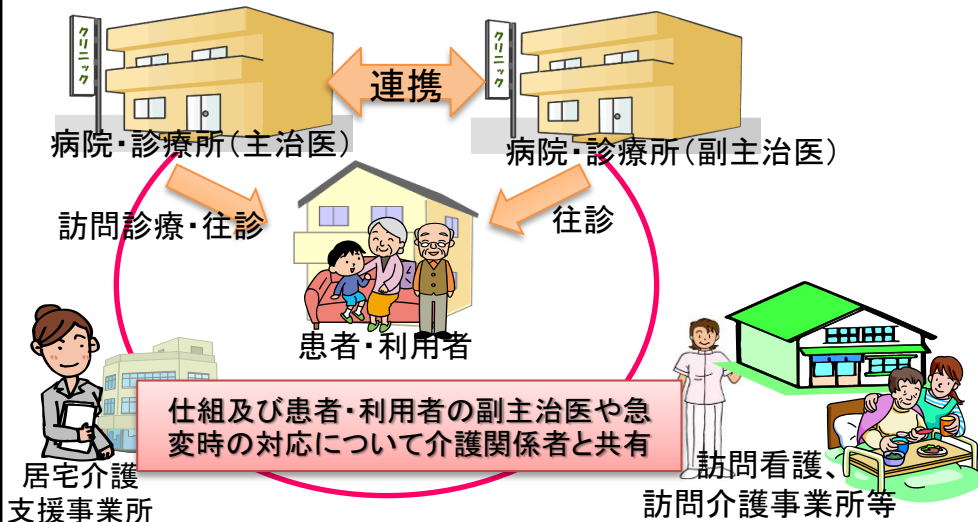
- (1) 地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が提供される体制構築のために必要な取組を検討する。
- (2) 検討した必要な取組について、地域の医療・介護関係者の理解と協力を得た上で、実現に向けた着実な進捗管理に努める。

留意事項

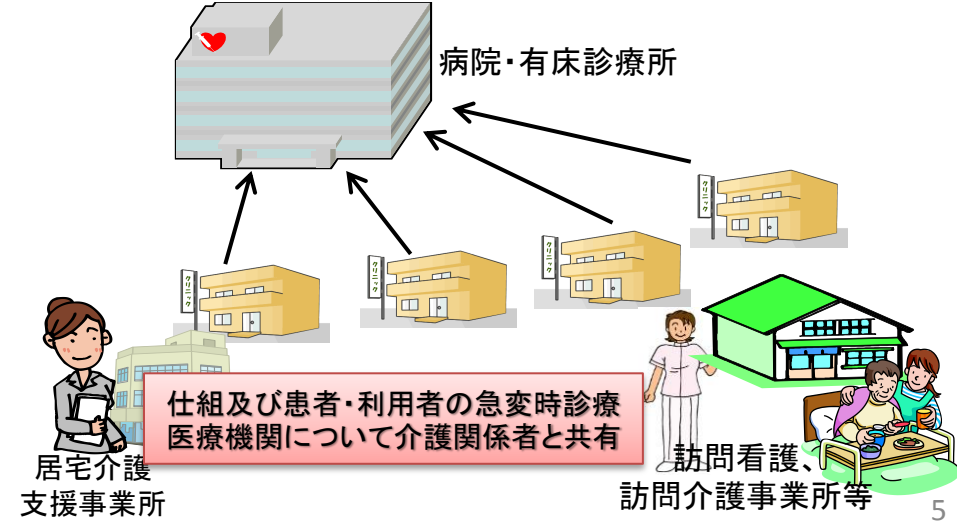
- (1) 地域医療の状況等に関する理解が必要なこと、訪問診療・往診を行う医療機関の協力が求められること等から、取組の検討・実施に当たっては郡市区医師会を始めとした関係団体等に委託して差し支えない。
- (2) 切れ目なく在宅医療と介護を提供するための仕組みは、地域の医療・介護の資源状況等によって異なることから、取組例に限らず、地域の実情に応じて構築することが重要である。

取組例

(取組例) 主治医・副主治医制の導入



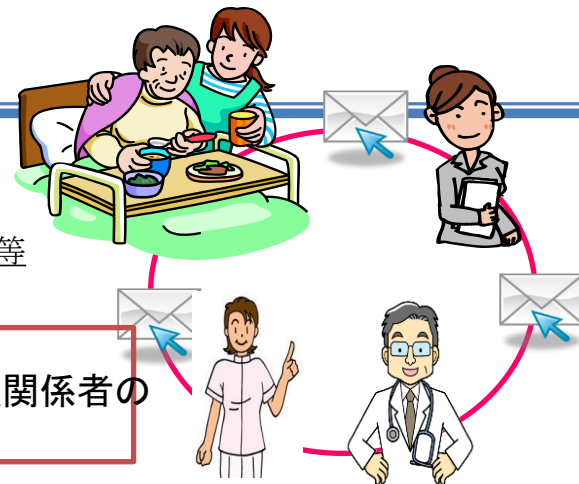
(取組例) 在宅療養中の患者・利用者についての急変時診療医療機関の確保



(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備し、地域の医療・介護関係者間の情報共有の支援を行う。

※情報共有ツール:情報共有を目的として使用される、情報共有シート、連絡帳、地域連携クリティカルパス等



ポイント

- 既存の情報共有ツールの改善や、情報共有ツールを新たに作成する場合は、医療・介護関係者の双方が利用しやすい様式等になるよう考慮する。

実施内容・方法

1. 情報共有ツールの作成

- (1) 地域における既存の情報共有ツールとその活用状況を把握し、その改善等や新たな情報共有ツール作成の必要性について、関係する医療機関や介護サービス事業者の代表、情報共有の有識者等からなるWGを設置して検討(※地域の実情に応じて、既存の情報共有ツールの改善でも可)。
- (2) 作成又は改善を行う場合、WGにおいて、情報共有の方法(連絡帳、連絡シート、地域連携クリティカルパス、ファックス、電子メール等)や内容等を検討し、情報共有ツールの様式、使用方法、活用・手順等を定めた手引き(利用者の個人情報の取り扱いを含む)等を策定。
※ 実際に情報共有ツールを使用する地域の医療・介護関係者等の意見を十分に踏まえること。

2. 情報共有ツールの導入支援と活用状況の把握

- (1) 地域の医療・介護関係者を対象に、使用方法の説明等、情報共有ツールの導入を支援するための研修会を開催や、情報共有ツールの使用方法や情報共有の手順等を定めた手引き等を配布。
- (2) アンケート調査、ヒアリング等によって、情報共有ツールの活用状況とその効果、うまく活用できた事例やできなかった事例等について把握し、改善すべき点がないかなどについて検討。
- (3) 必要に応じて、情報共有ツールの内容や手引き等を改定し、関係者に対し、十分周知。

留意事項

- 職員の交代時期を考慮し、例えば、定期的に医療機関等や介護事業所で実際に従事する職員に対して手引きを周知するよう配慮する。

(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口の運営を行い、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療、介護サービスに関する事項の相談の受付を行う。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、利用者・患者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関・介護事業者相互の紹介を行う。



実施内容・方法

- (1) 地域の在宅医療と介護の連携を支援する人材を配置。
- (2) (イ)の会議の活用等により運営方針を策定する。
- (3) 郡市区医師会、地域包括支援センター等の協力を得て、地域の医療・介護関係者に対して、窓口の連絡先、対応可能な時間帯等を周知。
- (4) 地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療と介護の連携に関する相談の受付、連携調整、情報提供等を実施。

留意事項

- (1) 介護関係者からの相談は、地域包括支援センターとの連携により対応する。地域住民からの相談等は、原則として引き続き地域包括支援センターが受け付けることとするが、実情に応じて、直接地域住民に対応することも差し支えない。
- (2) 必ずしも、新たな建物の設置を求めるものではなく、相談窓口の事務所は、既存の会議室や事務室等の空きスペース等を活用することで差し支えない。ただし、相談窓口の名称を設定し、関係者等に周知すること。
- (3) 看護師、医療ソーシャルワーカーなど医療に関する知識を有し、かつ、ケアマネジャー資格を持つ者など介護に関する知識も有する人材を配置することが望ましい。

(カ) 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、他職種でのグループワーク等の研修を行う。
また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等の研修を行う。



実施内容・方法

1. 多職種連携についてのグループワーク

- (1) 研修の目標、内容等を含む実施計画案を作成し、医療・介護関係者等の理解と協力を得る。
- (2) 医療・介護関係者等を対象にグループワーク等の多職種研修を開催する。

<研修例> 医療機関・介護事業所等の地域における役割・特徴等の共有、(イ)で抽出した地域課題の優先度を踏まえたテーマや事例等に対し、グループで意見交換等を行う 等

2. 医療・介護関係者に対する研修

- (1) 既存の研修の内容・回数等を確認し、新たな研修の必要性について検討。
- (2) 新たに研修する場合は、研修内容、目標等を含む実施計画を作成と、既存の研修との位置づけを整理。
- (3) 参加者に対するアンケートやヒアリング等を実施し、研修の評価・改善につなげる。

<医療関係者に対する研修の例>

介護保険で提供されるサービスの種類と内容、
ケアマネジャーの業務、
地域包括ケアシステム構築を推進するための取組
(地域ケア会議等)等に関する研修

<介護関係者に対する研修の例>

医療機関の現状等、予防医学や栄養管理の考え方、
在宅医療をうける利用者・患者に必要な医療処置や療養上の
注意点等に関する研修



多職種連携研修会の開催

区ごとに「顔の見える関係」を構築することによる連携強化を図る

・在宅ケア活動発表会（かたり隊）

地域包括ケアシステムの実現に向けた地域の取り組みを共有

「まちづくりいつするの 今でしょ！
チーム平成で進める地域協働ケア」

「夫婦二人が自宅で生活を送れるように、
多職種連携で支援した。」

「地域が一体となった連携活動を！
～地域住民と共に行う地域作り～」

「熊本在宅ドクターネットにおける
『事前指定書』作成の取り組み」

「多職種プレゼンラリー」

出典「地域包括ケアシステムの実現に向けた在宅医療・介護連携の推進における実践的な市町村支援ツールの作成に関する調査研究事業」(熊本市提供資料)
(平成26年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 野村総合研究所)

(キ) 地域住民への普及啓発

在宅医療や介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進する。

実施内容・方法

- (1) 普及啓発に係る既存の講演会等の内容・頻度等を確認し、新たな普及啓発の必要性について検討。
- (2) 必要な場合、地域住民向けの普及啓発の内容、目標等を含む実施計画案を作成。
- (3) 在宅医療や介護サービスで受けられるサービス内容や利用方法等について、計画に基づき、講演会等を開催。
- (4) 在宅医療、介護サービスで受けられるサービス内容や、利用方法等について地域住民向けのパンフレット、等を作成し、配布するとともに、市区町村等のホームページ等で公表。
- (5) 作成したパンフレット等は医療機関等にも配布する。なお、必要に応じて、医療機関等での講演を行うことも考慮する。

留意事項

- 老人クラブ、町内会等の会合へ出向いての小規模な講演会等も効果的である。

【まちづくり
出前トーク】



(横須賀市提供資料)



(鶴岡地区医師会)

(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について協議する。



実施内容・方法

- (1) 隣接する市区町村の関係部局、病院関係者、医師会及び介護支援専門員協会等の医療・介護の関係団体、都道府県関係部局、保健所等が参加する会議を開催し、広域連携が必要となる事項について、検討する。
- (2) 検討事項に応じて、当該検討事項に係る関係者の参画する会議の開催を検討する。
- (3) 例えば、情報共有の方法について検討する場合は、都道府県や保健所の担当者の支援のもと、各市区町村の担当者や、医療・介護関係者が集まり、情報共有に関する具体的な方法や様式の統一等について検討する。
- (4) 統一された情報共有の方法や様式等を、連携する市区町村の地域の医療・介護関係者に周知する。

留意事項

市区町村が、当該市区町村の境界を越えて取組を実施するためには、都道府県、都道府県医師会等との協力が不可欠である。特に病院への協力依頼等は、都道府県が支援することが望ましい。また、都道府県等の協力においては、特に医療との接点が多い保健所の協力を得ることも考慮する。

「平成27年度在宅医療・介護連携推進事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査結果（概要）」より抜粋

○ 在宅医療・介護連携推進事業の実施状況（ア～クの取組実施数）

	実施していない	実施していないが年度内に実施予定	1つ実施している	2つ実施している	3つ実施している	4つ実施している	5つ実施している	6つ実施している	7つ実施している	全て実施している	計	平均実施数（参考）
01 北海道	75	14	35	20	14	8	7	5		1	179	1.2
02 青森県	16	7	2	7	4	2	1		1		40	1.2
03 岩手県	2		4	5	4	5	1	6	3	3	33	4.0
04 宮城県	7	9	8	4	2	2	1	2			35	1.3
05 秋田県	3	2	2	7	2	3	2	2	2		25	2.8
06 山形県	1	6	5	4	5	5	4	3	1	1	35	2.9
07 福島県	21	4	10	10	5	7	1	1			59	1.4
08 茨城県	18	6	7	2		5	2	2	2		44	1.5
09 栃木県	3	4	5	6	4	2			1		25	1.8
10 群馬県	11	2	5	8	5	2	2				35	1.5
11 埼玉県		14	9	11	15	4	4	3	3		63	2.4
12 千葉県	3	9	12	10	12	3	3	1		1	54	2.0
13 東京都	10	4	9	6	4	5	10	5	7	2	62	3.2
14 神奈川県	1		8	3	9	5	4		2	1	33	3.1
15 新潟県	2	1	2	4	5	6	4	3	1	2	30	3.7
16 富山県	5		2		2	2	2			2	15	2.8
17 石川県			3	2	3	4	2	2	3		19	3.9
18 福井県				1		2	5	4	3	2	17	5.6
19 山梨県	5		3	2	4	6	1	1	4	1	27	3.3
20 長野県	9	2	9	8	11	20	4	11	1	2	77	3.2
21 岐阜県		6	12	5	2	2	11		2	2	42	2.9
22 静岡県	6	6	6	3	6	3	1	2	2		35	2.1
23 愛知県	22	3	3	2	4	5	1	4	4	6	54	2.7
24 三重県	4	1	5	3	5	6	1	2	1	1	29	2.8
25 滋賀県				2	2	1	1	8	3	2	19	5.5
26 京都府	2	2	9	3	5	2	1	1	1		26	2.2
27 大阪府		2	7	2	8	4	8	10		2	43	3.9
28 兵庫県	3	1	5	6	3	4	9	4	5	1	41	3.8
29 奈良県	7	7	6	7	5	4	1		1	1	39	1.8
30 和歌山県	10	4	8	2	3	1	1	1			30	1.2
31 鳥取県	2	4	4		5	1		1	2		19	2.3
32 島根県		1	6	1	2	3	1	3	1	1	19	3.4
33 岡山県		1	1	1	3	5	5	6	4	1	27	4.8
34 広島県	3	1	2	2	2	6	2	3	1	1	23	3.4
35 山口県	1	2	5	5	1	2	1	1		1	19	2.4
36 徳島県	6	2	3	3	1		2	3	3	1	24	2.9
37 香川県	5	2	6	3		1					17	0.9
38 愛媛県	3	2	5	4	2	2	1		1		20	2.0
39 高知県	4	2	3	11	2	7	4		1		34	2.5
40 福岡県	8	1	9	7	8	10	7	5	2	3	60	3.2
41 佐賀県	9	1	2	1	3	1	2	1			20	1.7
42 長崎県	4	2	2	4	4	4		1			21	2.1
43 熊本県	24	1	1	3	1	2	4	6	1	2	45	2.2
44 大分県		3	2	1		5	1	3	3		18	3.8
45 宮崎県	2	4	3	7	3	4	3				26	2.2
46 鹿児島県	3	2	5	6	9	5	6	4	2	1	43	3.3
47 沖縄県	28	2	3	4	1	2		1			41	0.7
合計	348	149	263	218	200	190	134	121	74	44	1741	2.5

○ 在宅医療・介護連携推進事業の実施状況及び事業委託、共同実施、都道府県の支援の有無

	実施していない	1つ以上、実施している(年度内実施予定を含む)	事業委託あり(予定を含む)(注1)	共同実施あり(予定を含む)(注1)	都道府県(保健所)の支援あり(注1)
01 北海道	75 (41.9%)	104 (58.1%)	8 (7.7%)	17 (16.3%)	28 (26.9%)
02 青森県	16 (40.0%)	24 (60.0%)	3 (12.5%)	6 (25.0%)	6 (25.0%)
03 岩手県	2 (6.1%)	31 (93.9%)	10 (32.3%)	18 (58.1%)	21 (67.7%)
04 宮城県	7 (20.0%)	28 (80.0%)	3 (10.7%)	12 (42.9%)	16 (57.1%)
05 秋田県	3 (12.0%)	22 (88.0%)	1 (4.5%)	5 (22.7%)	11 (50.0%)
06 山形県	1 (2.9%)	34 (97.1%)	11 (32.4%)	18 (52.9%)	22 (64.7%)
07 福島県	21 (35.6%)	38 (64.4%)	6 (15.8%)	22 (57.9%)	23 (60.5%)
08 茨城県	18 (40.9%)	26 (59.1%)	7 (26.9%)	4 (15.4%)	11 (42.3%)
09 栃木県	3 (12.0%)	22 (88.0%)	5 (22.7%)	8 (36.4%)	16 (72.7%)
10 群馬県	11 (31.4%)	24 (68.6%)	8 (33.3%)	12 (50.0%)	15 (62.5%)
11 埼玉県	(0.0%)	63 (100.0%)	26 (41.3%)	34 (54.0%)	21 (33.3%)
12 千葉県	3 (5.6%)	51 (94.4%)	12 (23.5%)	10 (19.6%)	7 (13.7%)
13 東京都	10 (16.1%)	52 (83.9%)	32 (61.5%)	11 (21.2%)	21 (40.4%)
14 神奈川県	1 (3.0%)	32 (97.0%)	13 (40.6%)	18 (56.3%)	16 (50.0%)
15 新潟県	2 (6.7%)	28 (93.3%)	4 (14.3%)	9 (32.1%)	21 (75.0%)
16 富山県	5 (33.3%)	10 (66.7%)	5 (50.0%)	2 (20.0%)	7 (70.0%)
17 石川県	(0.0%)	19 (100.0%)	5 (26.3%)	9 (47.4%)	15 (78.9%)
18 福井県	(0.0%)	17 (100.0%)	6 (35.3%)	8 (47.1%)	16 (94.1%)
19 山梨県	5 (18.5%)	22 (81.5%)	6 (27.3%)	10 (45.5%)	17 (77.3%)
20 長野県	9 (11.7%)	68 (88.3%)	16 (23.5%)	51 (75.0%)	39 (57.4%)
21 岐阜県	(0.0%)	42 (100.0%)	15 (35.7%)	23 (54.8%)	10 (23.8%)
22 静岡県	6 (17.1%)	29 (82.9%)	8 (27.6%)	9 (31.0%)	12 (41.4%)
23 愛知県	22 (40.7%)	32 (59.3%)	16 (50.0%)	16 (50.0%)	18 (56.3%)
24 三重県	4 (13.8%)	25 (86.2%)	8 (32.0%)	12 (48.0%)	9 (36.0%)
25 滋賀県	(0.0%)	19 (100.0%)	8 (42.1%)	13 (68.4%)	18 (94.7%)
26 京都府	2 (7.7%)	24 (92.3%)	4 (16.7%)	7 (29.2%)	10 (41.7%)
27 大阪府	(0.0%)	43 (100.0%)	17 (39.5%)	12 (27.9%)	22 (51.2%)
28 兵庫県	3 (7.3%)	38 (92.7%)	11 (28.9%)	22 (57.9%)	27 (71.1%)
29 奈良県	7 (17.9%)	32 (82.1%)	10 (31.3%)	13 (40.6%)	17 (53.1%)
30 和歌山県	10 (33.3%)	20 (66.7%)	3 (15.0%)	9 (45.0%)	12 (60.0%)
31 鳥取県	2 (10.5%)	17 (89.5%)	5 (29.4%)	9 (52.9%)	10 (58.8%)
32 島根県	(0.0%)	19 (100.0%)	2 (10.5%)	8 (42.1%)	11 (57.9%)
33 岡山県	(0.0%)	27 (100.0%)	9 (33.3%)	15 (55.6%)	20 (74.1%)
34 広島県	3 (13.0%)	20 (87.0%)	12 (60.0%)	9 (45.0%)	7 (35.0%)
35 山口県	1 (5.3%)	18 (94.7%)	5 (27.8%)	3 (16.7%)	4 (22.2%)
36 徳島県	6 (25.0%)	18 (75.0%)	8 (44.4%)	7 (38.9%)	9 (50.0%)
37 香川県	5 (29.4%)	12 (70.6%)	2 (16.7%)	4 (33.3%)	3 (25.0%)
38 愛媛県	3 (15.0%)	17 (85.0%)	3 (17.6%)	5 (29.4%)	7 (41.2%)
39 高知県	4 (11.8%)	30 (88.2%)	10 (33.3%)	11 (36.7%)	20 (66.7%)
40 福岡県	8 (13.3%)	52 (86.7%)	16 (30.8%)	29 (55.8%)	22 (42.3%)
41 佐賀県	9 (45.0%)	11 (55.0%)	1 (9.1%)	7 (63.6%)	4 (36.4%)
42 長崎県	4 (19.0%)	17 (81.0%)	3 (17.6%)	1 (5.9%)	9 (52.9%)
43 熊本県	24 (53.3%)	21 (46.7%)	14 (66.7%)	15 (71.4%)	17 (81.0%)
44 大分県	(0.0%)	18 (100.0%)	7 (38.9%)	7 (38.9%)	17 (94.4%)
45 宮崎県	2 (7.7%)	24 (92.3%)	6 (25.0%)	17 (70.8%)	13 (54.2%)
46 鹿児島県	3 (7.0%)	40 (93.0%)	11 (27.5%)	23 (57.5%)	26 (65.0%)
47 沖縄県	28 (68.3%)	13 (31.7%)	3 (23.1%)	1 (7.7%)	1 (7.7%)

(注1)事業委託、共同実施、都道府県の支援の有無の母数は、1つ以上実施している市町村数である。

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握

	実施している	年度内に実施予定	実施していない	計
01 北海道	47 (26.3%)	14 (7.8%)	118 (65.9%)	179
02 青森県	10 (25.0%)	10 (25.0%)	20 (50.0%)	40
03 岩手県	19 (57.6%)	7 (21.2%)	7 (21.2%)	33
04 宮城県	10 (28.6%)	12 (34.3%)	13 (37.1%)	35
05 秋田県	11 (44.0%)	4 (16.0%)	10 (40.0%)	25
06 山形県	12 (34.3%)	18 (51.4%)	5 (14.3%)	35
07 福島県	12 (20.3%)	9 (15.3%)	38 (64.4%)	59
08 茨城県	10 (22.7%)	9 (20.5%)	25 (56.8%)	44
09 栃木県	7 (28.0%)	11 (44.0%)	7 (28.0%)	25
10 群馬県	7 (20.0%)	6 (17.1%)	22 (62.9%)	35
11 埼玉県	23 (36.5%)	24 (38.1%)	16 (25.4%)	63
12 千葉県	23 (42.6%)	20 (37.0%)	11 (20.4%)	54
13 東京都	28 (45.2%)	11 (17.7%)	23 (37.1%)	62
14 神奈川県	14 (42.4%)	14 (42.4%)	5 (15.2%)	33
15 新潟県	13 (43.3%)	7 (23.3%)	10 (33.3%)	30
16 富山県	5 (33.3%)	3 (20.0%)	7 (46.7%)	15
17 石川県	10 (52.6%)	8 (42.1%)	1 (5.3%)	19
18 福井県	17 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17
19 山梨県	15 (55.6%)	5 (18.5%)	7 (25.9%)	27
20 長野県	28 (36.4%)	14 (18.2%)	35 (45.5%)	77
21 岐阜県	29 (69.0%)	10 (23.8%)	3 (7.1%)	42
22 静岡県	11 (31.4%)	11 (31.4%)	13 (37.1%)	35
23 愛知県	20 (37.0%)	7 (13.0%)	27 (50.0%)	54
24 三重県	10 (34.5%)	8 (27.6%)	11 (37.9%)	29
25 滋賀県	14 (73.7%)	4 (21.1%)	1 (5.3%)	19
26 京都府	7 (26.9%)	7 (26.9%)	12 (46.2%)	26
27 大阪府	36 (83.7%)	4 (9.3%)	3 (7.0%)	43
28 兵庫県	19 (46.3%)	10 (24.4%)	12 (29.3%)	41
29 奈良県	8 (20.5%)	13 (33.3%)	18 (46.2%)	39
30 和歌山県	5 (16.7%)	9 (30.0%)	16 (53.3%)	30
31 鳥取県	3 (15.8%)	6 (31.6%)	10 (52.6%)	19
32 島根県	13 (68.4%)	2 (10.5%)	4 (21.1%)	19
33 岡山県	19 (70.4%)	5 (18.5%)	3 (11.1%)	27
34 広島県	13 (56.5%)	6 (26.1%)	4 (17.4%)	23
35 山口県	5 (26.3%)	8 (42.1%)	6 (31.6%)	19
36 徳島県	14 (58.3%)	2 (8.3%)	8 (33.3%)	24
37 香川県	3 (17.6%)	2 (11.8%)	12 (70.6%)	17
38 愛媛県	12 (60.0%)	3 (15.0%)	5 (25.0%)	20
39 高知県	11 (32.4%)	11 (32.4%)	12 (35.3%)	34
40 福岡県	33 (55.0%)	10 (16.7%)	17 (28.3%)	60
41 佐賀県	3 (15.0%)	0 (0.0%)	17 (85.0%)	20
42 長崎県	4 (19.0%)	9 (42.9%)	8 (38.1%)	21
43 熊本県	16 (35.6%)	2 (4.4%)	27 (60.0%)	45
44 大分県	11 (61.1%)	3 (16.7%)	4 (22.2%)	18
45 宮崎県	7 (26.9%)	4 (15.4%)	15 (57.7%)	26
46 鹿児島県	22 (51.2%)	8 (18.6%)	13 (30.2%)	43
47 沖縄県	2 (4.9%)	4 (9.8%)	35 (85.4%)	41
合計	671 (38.5%)	374 (21.5%)	696 (40.0%)	1741

(イ) 在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応策の検討

	実施している	年度内に実施予定	実施していない	計
01 北海道	44 (24.6%)	15 (8.4%)	120 (67.0%)	179
02 青森県	7 (17.5%)	11 (27.5%)	22 (55.0%)	40
03 岩手県	22 (66.7%)	5 (15.2%)	6 (18.2%)	33
04 宮城県	9 (25.7%)	7 (20.0%)	19 (54.3%)	35
05 秋田県	14 (56.0%)	3 (12.0%)	8 (32.0%)	25
06 山形県	15 (42.9%)	13 (37.1%)	7 (20.0%)	35
07 福島県	17 (28.8%)	9 (15.3%)	33 (55.9%)	59
08 茨城県	15 (34.1%)	6 (13.6%)	23 (52.3%)	44
09 栃木県	9 (36.0%)	5 (20.0%)	11 (44.0%)	25
10 群馬県	8 (22.9%)	2 (5.7%)	25 (71.4%)	35
11 埼玉県	29 (46.0%)	11 (17.5%)	23 (36.5%)	63
12 千葉県	19 (35.2%)	9 (16.7%)	26 (48.1%)	54
13 東京都	38 (61.3%)	6 (9.7%)	18 (29.0%)	62
14 神奈川県	18 (54.5%)	3 (9.1%)	12 (36.4%)	33
15 新潟県	22 (73.3%)	3 (10.0%)	5 (16.7%)	30
16 富山県	7 (46.7%)	1 (6.7%)	7 (46.7%)	15
17 石川県	13 (68.4%)	4 (21.1%)	2 (10.5%)	19
18 福井県	15 (88.2%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)	17
19 山梨県	13 (48.1%)	3 (11.1%)	11 (40.7%)	27
20 長野県	50 (64.9%)	12 (15.6%)	15 (19.5%)	77
21 岐阜県	21 (50.0%)	10 (23.8%)	11 (26.2%)	42
22 静岡県	18 (51.4%)	9 (25.7%)	8 (22.9%)	35
23 愛知県	21 (38.9%)	8 (14.8%)	25 (46.3%)	54
24 三重県	16 (55.2%)	5 (17.2%)	8 (27.6%)	29
25 滋賀県	16 (84.2%)	2 (10.5%)	1 (5.3%)	19
26 京都府	9 (34.6%)	6 (23.1%)	11 (42.3%)	26
27 大阪府	28 (65.1%)	3 (7.0%)	12 (27.9%)	43
28 兵庫県	26 (63.4%)	3 (7.3%)	12 (29.3%)	41
29 奈良県	13 (33.3%)	11 (28.2%)	15 (38.5%)	39
30 和歌山県	7 (23.3%)	5 (16.7%)	18 (60.0%)	30
31 鳥取県	10 (52.6%)	0 (0.0%)	9 (47.4%)	19
32 島根県	5 (26.3%)	6 (31.6%)	8 (42.1%)	19
33 岡山県	22 (81.5%)	1 (3.7%)	4 (14.8%)	27
34 広島県	13 (56.5%)	2 (8.7%)	8 (34.8%)	23
35 山口県	10 (52.6%)	6 (31.6%)	3 (15.8%)	19
36 徳島県	14 (58.3%)	2 (8.3%)	8 (33.3%)	24
37 香川県	4 (23.5%)	4 (23.5%)	9 (52.9%)	17
38 愛媛県	6 (30.0%)	2 (10.0%)	12 (60.0%)	20
39 高知県	12 (35.3%)	2 (5.9%)	20 (58.8%)	34
40 福岡県	31 (51.7%)	10 (16.7%)	19 (31.7%)	60
41 佐賀県	5 (25.0%)	2 (10.0%)	13 (65.0%)	20
42 長崎県	9 (42.9%)	6 (28.6%)	6 (28.6%)	21
43 熊本県	15 (33.3%)	2 (4.4%)	28 (62.2%)	45
44 大分県	13 (72.2%)	3 (16.7%)	2 (11.1%)	18
45 宮崎県	9 (34.6%)	2 (7.7%)	15 (57.7%)	26
46 鹿児島県	18 (41.9%)	8 (18.6%)	17 (39.5%)	43
47 沖縄県	8 (19.5%)	0 (0.0%)	33 (80.5%)	41
合計	763 (43.8%)	250 (14.4%)	728 (41.8%)	1741

(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

	実施している	年度内に実施予定	実施していない	計
01 北海道	19 (10.6%)	5 (2.8%)	155 (86.6%)	179
02 青森県	3 (7.5%)	3 (7.5%)	34 (85.0%)	40
03 岩手県	13 (39.4%)	5 (15.2%)	15 (45.5%)	33
04 宮城県	6 (17.1%)	4 (11.4%)	25 (71.4%)	35
05 秋田県	4 (16.0%)	1 (4.0%)	20 (80.0%)	25
06 山形県	4 (11.4%)	2 (5.7%)	29 (82.9%)	35
07 福島県	6 (10.2%)	5 (8.5%)	48 (81.4%)	59
08 茨城県	5 (11.4%)	5 (11.4%)	34 (77.3%)	44
09 栃木県	2 (8.0%)	6 (24.0%)	17 (68.0%)	25
10 群馬県	1 (2.9%)	2 (5.7%)	32 (91.4%)	35
11 埼玉県	9 (14.3%)	12 (19.0%)	42 (66.7%)	63
12 千葉県	8 (14.8%)	2 (3.7%)	44 (81.5%)	54
13 東京都	15 (24.2%)	9 (14.5%)	38 (61.3%)	62
14 神奈川県	6 (18.2%)	3 (9.1%)	24 (72.7%)	33
15 新潟県	9 (30.0%)	7 (23.3%)	14 (46.7%)	30
16 富山県	5 (33.3%)	0 (0.0%)	10 (66.7%)	15
17 石川県	5 (26.3%)	6 (31.6%)	8 (42.1%)	19
18 福井県	3 (17.6%)	2 (11.8%)	12 (70.6%)	17
19 山梨県	5 (18.5%)	1 (3.7%)	21 (77.8%)	27
20 長野県	21 (27.3%)	15 (19.5%)	41 (53.2%)	77
21 岐阜県	9 (21.4%)	4 (9.5%)	29 (69.0%)	42
22 静岡県	6 (17.1%)	3 (8.6%)	26 (74.3%)	35
23 愛知県	14 (25.9%)	4 (7.4%)	36 (66.7%)	54
24 三重県	7 (24.1%)	3 (10.3%)	19 (65.5%)	29
25 滋賀県	10 (52.6%)	3 (15.8%)	6 (31.6%)	19
26 京都府	4 (15.4%)	2 (7.7%)	20 (76.9%)	26
27 大阪府	8 (18.6%)	5 (11.6%)	30 (69.8%)	43
28 兵庫県	18 (43.9%)	3 (7.3%)	20 (48.8%)	41
29 奈良県	5 (12.8%)	9 (23.1%)	25 (64.1%)	39
30 和歌山県	3 (10.0%)	2 (6.7%)	25 (83.3%)	30
31 鳥取県	2 (10.5%)	0 (0.0%)	17 (89.5%)	19
32 島根県	7 (36.8%)	3 (15.8%)	9 (47.4%)	19
33 岡山県	10 (37.0%)	3 (11.1%)	14 (51.9%)	27
34 広島県	5 (21.7%)	4 (17.4%)	14 (60.9%)	23
35 山口県	2 (10.5%)	3 (15.8%)	14 (73.7%)	19
36 徳島県	7 (29.2%)	2 (8.3%)	15 (62.5%)	24
37 香川県	1 (5.9%)	0 (0.0%)	16 (94.1%)	17
38 愛媛県	4 (20.0%)	1 (5.0%)	15 (75.0%)	20
39 高知県	6 (17.6%)	3 (8.8%)	25 (73.5%)	34
40 福岡県	11 (18.3%)	4 (6.7%)	45 (75.0%)	60
41 佐賀県	3 (15.0%)	1 (5.0%)	16 (80.0%)	20
42 長崎県	5 (23.8%)	5 (23.8%)	11 (52.4%)	21
43 熊本県	7 (15.6%)	7 (15.6%)	31 (68.9%)	45
44 大分県	8 (44.4%)	3 (16.7%)	7 (38.9%)	18
45 宮崎県	6 (23.1%)	1 (3.8%)	19 (73.1%)	26
46 鹿児島県	12 (27.9%)	4 (9.3%)	27 (62.8%)	43
47 沖縄県	2 (4.9%)	0 (0.0%)	39 (95.1%)	41
合計	331 (19.0%)	177 (10.2%)	1233 (70.8%)	1741

(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

	実施している	年度内に実施予定	実施していない	計
01 北海道	18 (10.1%)	11 (6.1%)	150 (83.8%)	179
02 青森県	6 (15.0%)	1 (2.5%)	33 (82.5%)	40
03 岩手県	20 (60.6%)	4 (12.1%)	9 (27.3%)	33
04 宮城県	2 (5.7%)	3 (8.6%)	30 (85.7%)	35
05 秋田県	1 (4.0%)	1 (4.0%)	23 (92.0%)	25
06 山形県	12 (34.3%)	6 (17.1%)	17 (48.6%)	35
07 福島県	12 (20.3%)	6 (10.2%)	41 (69.5%)	59
08 茨城県	6 (13.6%)	8 (18.2%)	30 (68.2%)	44
09 栃木県	5 (20.0%)	7 (28.0%)	13 (52.0%)	25
10 群馬県	4 (11.4%)	2 (5.7%)	29 (82.9%)	35
11 埼玉県	12 (19.0%)	12 (19.0%)	39 (61.9%)	63
12 千葉県	8 (14.8%)	10 (18.5%)	36 (66.7%)	54
13 東京都	26 (41.9%)	6 (9.7%)	30 (48.4%)	62
14 神奈川県	7 (21.2%)	2 (6.1%)	24 (72.7%)	33
15 新潟県	11 (36.7%)	7 (23.3%)	12 (40.0%)	30
16 富山県	5 (33.3%)	1 (6.7%)	9 (60.0%)	15
17 石川県	6 (31.6%)	7 (36.8%)	6 (31.6%)	19
18 福井県	6 (35.3%)	11 (64.7%)	0 (0.0%)	17
19 山梨県	9 (33.3%)	1 (3.7%)	17 (63.0%)	27
20 長野県	22 (28.6%)	13 (16.9%)	42 (54.5%)	77
21 岐阜県	10 (23.8%)	5 (11.9%)	27 (64.3%)	42
22 静岡県	7 (20.0%)	10 (28.6%)	18 (51.4%)	35
23 愛知県	19 (35.2%)	3 (5.6%)	32 (59.3%)	54
24 三重県	8 (27.6%)	2 (6.9%)	19 (65.5%)	29
25 滋賀県	13 (68.4%)	1 (5.3%)	5 (26.3%)	19
26 京都府	9 (34.6%)	1 (3.8%)	16 (61.5%)	26
27 大阪府	29 (67.4%)	3 (7.0%)	11 (25.6%)	43
28 兵庫県	23 (56.1%)	4 (9.8%)	14 (34.1%)	41
29 奈良県	8 (20.5%)	4 (10.3%)	27 (69.2%)	39
30 和歌山県	3 (10.0%)	4 (13.3%)	23 (76.7%)	30
31 鳥取県	3 (15.8%)	0 (0.0%)	16 (84.2%)	19
32 島根県	7 (36.8%)	3 (15.8%)	9 (47.4%)	19
33 岡山県	15 (55.6%)	4 (14.8%)	8 (29.6%)	27
34 広島県	6 (26.1%)	3 (13.0%)	14 (60.9%)	23
35 山口県	7 (36.8%)	3 (15.8%)	9 (47.4%)	19
36 徳島県	7 (29.2%)	6 (25.0%)	11 (45.8%)	24
37 香川県	0 (0.0%)	1 (5.9%)	16 (94.1%)	17
38 愛媛県	4 (20.0%)	1 (5.0%)	15 (75.0%)	20
39 高知県	10 (29.4%)	3 (8.8%)	21 (61.8%)	34
40 福岡県	7 (11.7%)	9 (15.0%)	44 (73.3%)	60
41 佐賀県	1 (5.0%)	1 (5.0%)	18 (90.0%)	20
42 長崎県	4 (19.0%)	2 (9.5%)	15 (71.4%)	21
43 熊本県	8 (17.8%)	2 (4.4%)	35 (77.8%)	45
44 大分県	10 (55.6%)	5 (27.8%)	3 (16.7%)	18
45 宮崎県	5 (19.2%)	1 (3.8%)	20 (76.9%)	26
46 鹿児島県	12 (27.9%)	11 (25.6%)	20 (46.5%)	43
47 沖縄県	6 (14.6%)	1 (2.4%)	34 (82.9%)	41
合計	439 (25.2%)	212 (12.2%)	1090 (62.6%)	1741

(オ) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援

	実施している	年度内に実施予定	実施していない	計
01 北海道	25 (14.0%)	5 (2.8%)	149 (83.2%)	179
02 青森県	7 (17.5%)	1 (2.5%)	32 (80.0%)	40
03 岩手県	10 (30.3%)	0 (0.0%)	23 (69.7%)	33
04 宮城県	1 (2.9%)	2 (5.7%)	32 (91.4%)	35
05 秋田県	7 (28.0%)	0 (0.0%)	18 (72.0%)	25
06 山形県	6 (17.1%)	6 (17.1%)	23 (65.7%)	35
07 福島県	1 (1.7%)	1 (1.7%)	57 (96.6%)	59
08 茨城県	3 (6.8%)	1 (2.3%)	40 (90.9%)	44
09 栃木県	3 (12.0%)	3 (12.0%)	19 (76.0%)	25
10 群馬県	4 (11.4%)	2 (5.7%)	29 (82.9%)	35
11 埼玉県	4 (6.3%)	3 (4.8%)	56 (88.9%)	63
12 千葉県	10 (18.5%)	1 (1.9%)	43 (79.6%)	54
13 東京都	29 (46.8%)	1 (1.6%)	32 (51.6%)	62
14 神奈川県	6 (18.2%)	1 (3.0%)	26 (78.8%)	33
15 新潟県	9 (30.0%)	1 (3.3%)	20 (66.7%)	30
16 富山県	3 (20.0%)	0 (0.0%)	12 (80.0%)	15
17 石川県	15 (78.9%)	3 (15.8%)	1 (5.3%)	19
18 福井県	17 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17
19 山梨県	9 (33.3%)	0 (0.0%)	18 (66.7%)	27
20 長野県	22 (28.6%)	2 (2.6%)	53 (68.8%)	77
21 岐阜県	9 (21.4%)	0 (0.0%)	33 (78.6%)	42
22 静岡県	3 (8.6%)	4 (11.4%)	28 (80.0%)	35
23 愛知県	15 (27.8%)	6 (11.1%)	33 (61.1%)	54
24 三重県	6 (20.7%)	0 (0.0%)	23 (79.3%)	29
25 滋賀県	10 (52.6%)	3 (15.8%)	6 (31.6%)	19
26 京都府	4 (15.4%)	0 (0.0%)	22 (84.6%)	26
27 大阪府	9 (20.9%)	3 (7.0%)	31 (72.1%)	43
28 兵庫県	9 (22.0%)	2 (4.9%)	30 (73.2%)	41
29 奈良県	8 (20.5%)	2 (5.1%)	29 (74.4%)	39
30 和歌山県	2 (6.7%)	1 (3.3%)	27 (90.0%)	30
31 鳥取県	3 (15.8%)	0 (0.0%)	16 (84.2%)	19
32 島根県	10 (52.6%)	0 (0.0%)	9 (47.4%)	19
33 岡山県	10 (37.0%)	0 (0.0%)	17 (63.0%)	27
34 広島県	9 (39.1%)	3 (13.0%)	11 (47.8%)	23
35 山口県	2 (10.5%)	1 (5.3%)	16 (84.2%)	19
36 徳島県	6 (25.0%)	2 (8.3%)	16 (66.7%)	24
37 香川県	0 (0.0%)	1 (5.9%)	16 (94.1%)	17
38 愛媛県	1 (5.0%)	0 (0.0%)	19 (95.0%)	20
39 高知県	12 (35.3%)	2 (5.9%)	20 (58.8%)	34
40 福岡県	22 (36.7%)	7 (11.7%)	31 (51.7%)	60
41 佐賀県	4 (20.0%)	0 (0.0%)	16 (80.0%)	20
42 長崎県	5 (23.8%)	2 (9.5%)	14 (66.7%)	21
43 熊本県	11 (24.4%)	2 (4.4%)	32 (71.1%)	45
44 大分県	3 (16.7%)	0 (0.0%)	15 (83.3%)	18
45 宮崎県	4 (15.4%)	1 (3.8%)	21 (80.8%)	26
46 鹿児島県	8 (18.6%)	2 (4.7%)	33 (76.7%)	43
47 沖縄県	4 (9.8%)	2 (4.9%)	35 (85.4%)	41
合計	380 (21.8%)	79 (4.5%)	1282 (73.6%)	1741

(カ) 医療・介護関係者の研修

	実施している	年度内に実施予定	実施していない	計
01 北海道	21 (11.7%)	14 (7.8%)	144 (80.4%)	179
02 青森県	5 (12.5%)	6 (15.0%)	29 (72.5%)	40
03 岩手県	19 (57.6%)	7 (21.2%)	7 (21.2%)	33
04 宮城県	6 (17.1%)	6 (17.1%)	23 (65.7%)	35
05 秋田県	13 (52.0%)	2 (8.0%)	10 (40.0%)	25
06 山形県	16 (45.7%)	7 (20.0%)	12 (34.3%)	35
07 福島県	9 (15.3%)	2 (3.4%)	48 (81.4%)	59
08 茨城県	12 (27.3%)	8 (18.2%)	24 (54.5%)	44
09 栃木県	9 (36.0%)	5 (20.0%)	11 (44.0%)	25
10 群馬県	13 (37.1%)	1 (2.9%)	21 (60.0%)	35
11 埼玉県	25 (39.7%)	8 (12.7%)	30 (47.6%)	63
12 千葉県	18 (33.3%)	7 (13.0%)	29 (53.7%)	54
13 東京都	30 (48.4%)	9 (14.5%)	23 (37.1%)	62
14 神奈川県	20 (60.6%)	4 (12.1%)	9 (27.3%)	33
15 新潟県	18 (60.0%)	7 (23.3%)	5 (16.7%)	30
16 富山県	7 (46.7%)	2 (13.3%)	6 (40.0%)	15
17 石川県	15 (78.9%)	3 (15.8%)	1 (5.3%)	19
18 福井県	15 (88.2%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)	17
19 山梨県	13 (48.1%)	2 (7.4%)	12 (44.4%)	27
20 長野県	30 (39.0%)	14 (18.2%)	33 (42.9%)	77
21 岐阜県	17 (40.5%)	10 (23.8%)	15 (35.7%)	42
22 静岡県	13 (37.1%)	8 (22.9%)	14 (40.0%)	35
23 愛知県	23 (42.6%)	4 (7.4%)	27 (50.0%)	54
24 三重県	17 (58.6%)	5 (17.2%)	7 (24.1%)	29
25 滋賀県	14 (73.7%)	2 (10.5%)	3 (15.8%)	19
26 京都府	9 (34.6%)	3 (11.5%)	14 (53.8%)	26
27 大阪府	32 (74.4%)	5 (11.6%)	6 (14.0%)	43
28 兵庫県	22 (53.7%)	5 (12.2%)	14 (34.1%)	41
29 奈良県	11 (28.2%)	5 (12.8%)	23 (59.0%)	39
30 和歌山県	3 (10.0%)	2 (6.7%)	25 (83.3%)	30
31 鳥取県	9 (47.4%)	0 (0.0%)	10 (52.6%)	19
32 島根県	8 (42.1%)	2 (10.5%)	9 (47.4%)	19
33 岡山県	23 (85.2%)	3 (11.1%)	1 (3.7%)	27
34 広島県	14 (60.9%)	4 (17.4%)	5 (21.7%)	23
35 山口県	11 (57.9%)	3 (15.8%)	5 (26.3%)	19
36 徳島県	7 (29.2%)	4 (16.7%)	13 (54.2%)	24
37 香川県	5 (29.4%)	4 (23.5%)	8 (47.1%)	17
38 愛媛県	5 (25.0%)	2 (10.0%)	13 (65.0%)	20
39 高知県	13 (38.2%)	0 (0.0%)	21 (61.8%)	34
40 福岡県	33 (55.0%)	3 (5.0%)	24 (40.0%)	60
41 佐賀県	7 (35.0%)	0 (0.0%)	13 (65.0%)	20
42 長崎県	8 (38.1%)	3 (14.3%)	10 (47.6%)	21
43 熊本県	15 (33.3%)	5 (11.1%)	25 (55.6%)	45
44 大分県	10 (55.6%)	5 (27.8%)	3 (16.7%)	18
45 宮崎県	7 (26.9%)	3 (11.5%)	16 (61.5%)	26
46 鹿児島県	22 (51.2%)	6 (14.0%)	15 (34.9%)	43
47 沖縄県	3 (7.3%)	3 (7.3%)	35 (85.4%)	41
合計	675 (38.8%)	215 (12.3%)	851 (48.9%)	1741

(キ) 地域住民への普及啓発

	実施している	年度内に実施予定	実施していない	計
01 北海道	27 (15.1%)	9 (5.0%)	143 (79.9%)	179
02 青森県	4 (10.0%)	1 (2.5%)	35 (87.5%)	40
03 岩手県	13 (39.4%)	8 (24.2%)	12 (36.4%)	33
04 宮城県	6 (17.1%)	4 (11.4%)	25 (71.4%)	35
05 秋田県	10 (40.0%)	1 (4.0%)	14 (56.0%)	25
06 山形県	11 (31.4%)	5 (14.3%)	19 (54.3%)	35
07 福島県	6 (10.2%)	4 (6.8%)	49 (83.1%)	59
08 茨城県	13 (29.5%)	6 (13.6%)	25 (56.8%)	44
09 栃木県	4 (16.0%)	9 (36.0%)	12 (48.0%)	25
10 群馬県	3 (8.6%)	1 (2.9%)	31 (88.6%)	35
11 埼玉県	17 (27.0%)	13 (20.6%)	33 (52.4%)	63
12 千葉県	12 (22.2%)	9 (16.7%)	33 (61.1%)	54
13 東京都	23 (37.1%)	8 (12.9%)	31 (50.0%)	62
14 神奈川県	15 (45.5%)	6 (18.2%)	12 (36.4%)	33
15 新潟県	16 (53.3%)	4 (13.3%)	10 (33.3%)	30
16 富山県	6 (40.0%)	2 (13.3%)	7 (46.7%)	15
17 石川県	6 (31.6%)	12 (63.2%)	1 (5.3%)	19
18 福井県	15 (88.2%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)	17
19 山梨県	15 (55.6%)	2 (7.4%)	10 (37.0%)	27
20 長野県	26 (33.8%)	9 (11.7%)	42 (54.5%)	77
21 岐阜県	13 (31.0%)	14 (33.3%)	15 (35.7%)	42
22 静岡県	8 (22.9%)	10 (28.6%)	17 (48.6%)	35
23 愛知県	14 (25.9%)	9 (16.7%)	31 (57.4%)	54
24 三重県	15 (51.7%)	6 (20.7%)	8 (27.6%)	29
25 滋賀県	15 (78.9%)	3 (15.8%)	1 (5.3%)	19
26 京都府	10 (38.5%)	3 (11.5%)	13 (50.0%)	26
27 大阪府	17 (39.5%)	9 (20.9%)	17 (39.5%)	43
28 兵庫県	11 (26.8%)	4 (9.8%)	26 (63.4%)	41
29 奈良県	4 (10.3%)	5 (12.8%)	30 (76.9%)	39
30 和歌山県	5 (16.7%)	1 (3.3%)	24 (80.0%)	30
31 鳥取県	4 (21.1%)	8 (42.1%)	7 (36.8%)	19
32 島根県	6 (31.6%)	4 (21.1%)	9 (47.4%)	19
33 岡山県	22 (81.5%)	2 (7.4%)	3 (11.1%)	27
34 広島県	11 (47.8%)	5 (21.7%)	7 (30.4%)	23
35 山口県	5 (26.3%)	2 (10.5%)	12 (63.2%)	19
36 徳島県	9 (37.5%)	4 (16.7%)	11 (45.8%)	24
37 香川県	2 (11.8%)	4 (23.5%)	11 (64.7%)	17
38 愛媛県	5 (25.0%)	2 (10.0%)	13 (65.0%)	20
39 高知県	7 (20.6%)	3 (8.8%)	24 (70.6%)	34
40 福岡県	26 (43.3%)	9 (15.0%)	25 (41.7%)	60
41 佐賀県	4 (20.0%)	0 (0.0%)	16 (80.0%)	20
42 長崎県	8 (38.1%)	4 (19.0%)	9 (42.9%)	21
43 熊本県	10 (22.2%)	5 (11.1%)	30 (66.7%)	45
44 大分県	7 (38.9%)	4 (22.2%)	7 (38.9%)	18
45 宮崎県	5 (19.2%)	3 (11.5%)	18 (69.2%)	26
46 鹿児島県	23 (53.5%)	4 (9.3%)	16 (37.2%)	43
47 沖縄県	3 (7.3%)	3 (7.3%)	35 (85.4%)	41
合計	517 (29.7%)	245 (14.1%)	979 (56.2%)	1741

(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

	実施している	年度内に実施予定	実施していない	計
01 北海道	21 (11.7%)	4 (2.2%)	154 (86.0%)	179
02 青森県	6 (15.0%)	1 (2.5%)	33 (82.5%)	40
03 岩手県	16 (48.5%)	2 (6.1%)	15 (45.5%)	33
04 宮城県	7 (20.0%)	8 (22.9%)	20 (57.1%)	35
05 秋田県	10 (40.0%)	3 (12.0%)	12 (48.0%)	25
06 山形県	25 (71.4%)	9 (25.7%)	1 (2.9%)	35
07 福島県	21 (35.6%)	1 (1.7%)	37 (62.7%)	59
08 茨城県	3 (6.8%)	2 (4.5%)	39 (88.6%)	44
09 栃木県	5 (20.0%)	3 (12.0%)	17 (68.0%)	25
10 群馬県	14 (40.0%)	2 (5.7%)	19 (54.3%)	35
11 埼玉県	32 (50.8%)	3 (4.8%)	28 (44.4%)	63
12 千葉県	11 (20.4%)	2 (3.7%)	41 (75.9%)	54
13 東京都	9 (14.5%)	13 (21.0%)	40 (64.5%)	62
14 神奈川県	17 (51.5%)	2 (6.1%)	14 (42.4%)	33
15 新潟県	12 (40.0%)	0 (0.0%)	18 (60.0%)	30
16 富山県	4 (26.7%)	1 (6.7%)	10 (66.7%)	15
17 石川県	5 (26.3%)	4 (21.1%)	10 (52.6%)	19
18 福井県	8 (47.1%)	2 (11.8%)	7 (41.2%)	17
19 山梨県	11 (40.7%)	1 (3.7%)	15 (55.6%)	27
20 長野県	48 (62.3%)	7 (9.1%)	22 (28.6%)	77
21 岐阜県	13 (31.0%)	1 (2.4%)	28 (66.7%)	42
22 静岡県	7 (20.0%)	5 (14.3%)	23 (65.7%)	35
23 愛知県	18 (33.3%)	3 (5.6%)	33 (61.1%)	54
24 三重県	3 (10.3%)	0 (0.0%)	26 (89.7%)	29
25 滋賀県	12 (63.2%)	1 (5.3%)	6 (31.6%)	19
26 京都府	4 (15.4%)	1 (3.8%)	21 (80.8%)	26
27 大阪府	8 (18.6%)	0 (0.0%)	35 (81.4%)	43
28 兵庫県	26 (63.4%)	1 (2.4%)	14 (34.1%)	41
29 奈良県	14 (35.9%)	2 (5.1%)	23 (59.0%)	39
30 和歌山県	8 (26.7%)	5 (16.7%)	17 (56.7%)	30
31 鳥取県	9 (47.4%)	2 (10.5%)	8 (42.1%)	19
32 島根県	8 (42.1%)	0 (0.0%)	11 (57.9%)	19
33 岡山県	8 (29.6%)	3 (11.1%)	16 (59.3%)	27
34 広島県	8 (34.8%)	2 (8.7%)	13 (56.5%)	23
35 山口県	3 (15.8%)	2 (10.5%)	14 (73.7%)	19
36 徳島県	5 (20.8%)	1 (4.2%)	18 (75.0%)	24
37 香川県	1 (5.9%)	3 (17.6%)	13 (76.5%)	17
38 愛媛県	2 (10.0%)	2 (10.0%)	16 (80.0%)	20
39 高知県	15 (44.1%)	0 (0.0%)	19 (55.9%)	34
40 福岡県	27 (45.0%)	6 (10.0%)	27 (45.0%)	60
41 佐賀県	6 (30.0%)	0 (0.0%)	14 (70.0%)	20
42 長崎県	1 (4.8%)	2 (9.5%)	18 (85.7%)	21
43 熊本県	15 (33.3%)	1 (2.2%)	29 (64.4%)	45
44 大分県	6 (33.3%)	1 (5.6%)	11 (61.1%)	18
45 宮崎県	14 (53.8%)	5 (19.2%)	7 (26.9%)	26
46 鹿児島県	23 (53.5%)	2 (4.7%)	18 (41.9%)	43
47 沖縄県	0 (0.0%)	1 (2.4%)	40 (97.6%)	41
合計	549 (31.5%)	122 (7.0%)	1070 (61.5%)	1741

- 在宅医療の充実のための取組は、医療関係者に対する研修事業、事業所に対する設備整備等の財政支援事業、地域住民に対する普及啓発事業など、その内容は多岐にわたる。

在宅医療の充実

■ 在宅医療の提供体制の充実

□ 訪問診療・往診

- ・医師の在宅医療導入研修
- ・24時間体制等のための医師のグループ化

□ 訪問歯科医療

- ・在宅歯科医療連携室の設置支援
- ・在宅歯科医療技術研修

□ 医療機関間の連携体制構築、情報共有等

□ 訪問看護

- ・強化型訪問看護STやST空白地域への設置支援
- ・新任訪問看護師の研修充実、研修機関の集約化

□ 薬局・訪問薬剤管理指導

- ・衛生材料等の供給拠点の設置支援
- ・訪問薬剤管理指導導入研修

■ 在宅医療推進協議会の設置・運営

在宅医療の推進について県内の在宅医療関係者等で協議を行う。

■ 個別の疾患、領域等に着眼した質の向上

医療関係者に対する専門的な研修や専門的に取り組む医療機関を支援

- 看取り
- 末期がん
- 疾患に関わらない緩和ケア
- 小児等在宅医療
- 難病在宅医療
- 在宅療養にかかる意思決定支援 等
- 認知症
- 精神疾患
- 褥瘡
- 口腔・栄養ケア
- リハビリ

■ 在宅医療に関する普及啓発

一般住民に対する在宅医療に関する理解を深めるための講演会の実施等

在宅医療・介護連携の推進

- ・在宅医療・介護連携のための相談員(コーディネーター)の育成
- ・ICTによる医療介護情報共有 等

介護保険の地域支援事業(在宅医療・介護連携推進事業)での取組

- (ア)地域の医療・介護サービス資源の把握
- (イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ)切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進
- (エ)医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ)医療・介護関係者の研修
- (キ)地域住民への普及啓発
- (ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携